

新型コロナウイルス感染症の影響による生活を支えるための支援のご案内

特別定額給付金

基準日(令和2年4月27日)に住民基本台帳に記録されている方に対し、1人当たり10万円の給付を行います。受給者は、原則として基準日現在での世帯の世帯主となります。申請期限は、令和2年8月18日(当日消印有効) [お問合せ 総務課 ☎66-3401](#)

子育て世帯への臨時特別給付金(子育て世帯向け)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当(本則給付)を受給する世帯に対し、臨時特別給付金(一時金)を支給します。

対象児童は、令和2年3月31日までに生まれた児童で令和2年3月まで中学生だった児童1人につき1万円。申請手続きは不要です。 [お問合せ 子育て支援課 ☎64-4830](#)

緊急小口資金・総合支援資金(生活費)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による休業や失業等により、生活資金でお悩みの方に対し、必要な生活費用等の貸付を実施します。

緊急小口資金

貸付上限額 10万円以内(特に必要と認められる場合は20万円以内) 無利子・保証人不要

総合支援資金

貸付上限額 (2人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 無利子・保証人不要

[お問合せ 社会福祉協議会 ☎64-2075](#)

持続化給付金(中堅・中小法人、個人事業者向け)

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付対象者：新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。

[お問合せ 南部町商工会 ☎64-2357](#)

[お問合せ 中小企業 金融・給付金相談窓口 ☎0570-783183](#)

実質無利子・無担保融資(事業資金)

新型コロナウイルス感染症による影響により事業が悪化した事業性のある個人事業主等に対し、無利子・無担保で融資を行います。

平日のご相談 [日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505](#)

土日・祝日のご相談 [日本政策金融公庫 ☎0120-112476 \(国民生活事業\) ☎0120-327790 \(中小企業事業\)](#)

社会保険料等の猶予

生活に不安を感じておられる方々へ緊急対応策の一つとして、社会保険料のほか、国税や公共料金等の支払・納付猶予等が認められる場合があります。

◇厚生年金保険料等の猶予制度

[お問合せ 竜王年金事務所 ☎055-278-1104](#)

◇国民年金の減免等

[お問合せ 日本年金機構 ☎0570-003-004](#)

◇国税の納付の猶予制度

[お問合せ 国税庁のHPによりご参照ください](#)

◇地方税の猶予制度

[お問合せ 山梨県総合県税事務所 ☎055-261-0111](#)

◇電気・ガス料金の支払猶予等について

[お問合せ ご契約されている事業者にご相談願います](#)

住居確保給付金(家賃)

休業等に伴う収入減少により、離職や廃業と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方々に対して、一定期間家賃相当額を支給できるよう拡充します。

[お問合せ 社会福祉協議会 ☎64-2075](#)

生活困窮者自立相談支援事業

様々な課題を抱える生活に困窮する方に対して、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を実施しております。

[相談窓口 福祉保健課 ☎64-4836](#)

生活保護

現に生活に困窮している方に、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、困窮の程度に応じて生活費、住居費等の必要な保護を実施しています。

[相談窓口 福祉保健課 ☎64-4836](#)

(詳細については、厚生労働省HPを参照ください)

山梨県からのお知らせ「新型コロナウイルス感染症専用相談ダイヤル」の番号変更について

保健所への相談の目安(※)に該当しない体調への不安や感染の予防に関する相談窓口として開設している「新型コロナウイルス感染症専用相談ダイヤル」について、専用のコールセンターで対応することに伴い、5月18日(月)から番号が変更になりました。

受付時間は、午前9時から午後9時まで(土日祝日も受付)

☎ 0570-036366

(※)保健所への相談の目安：発熱があり、風邪症状(せき、のどの痛み、頭痛、倦怠感など)があるまたは、味やにおいが分からないなどの異常を感じる場合には、外出を控え、早めに保健所にご相談ください。